

個人情報管理規定

社会福祉法人 三草会

札幌市東区第2地域包括支援センター

札幌市東区介護予防センター なえぼ

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」の趣旨に則り、社会福祉法人三草会 札幌市東区第2地域包括支援センター（以下、センター）及び札幌市東区介護予防センターなえぼ(以下、予防センター)における個人情報全般の適正な取扱いの確保を図るため、当該事業所が講ずる安全管理措置等を適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、当該事業所にて従事するすべての職員等に適用する。

(定義)

第3条 この規定における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「個人情報」・・・個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人別に付された符号（番号および記号を含む）、画像又は音声により特定の個人を識別できるもの(当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することが可能なものを含む)をいう。
- (2) 「個人情報ファイル」・・・特定個人情報を体系的に整理することにより、特定個人情報を容易に検索できるように構成した情報の集合物（電子データ、紙媒体のものすべて）をいう。
- (3) 「個人データ」・・・個人情報ファイルを構成する個人情報をいう。
- (4) 「従業者」・・・センター及び予防センターに使用されている職員（センター及び予防センターの指揮監督を受ける派遣労働者等を含む）のほか、当該職員になろうとする者及び当該職員になろうとした者並びに過去に使用されていた者をいう。
- (5) 「保護管理者」・・・センター及び予防センターにおける保有個人情報を適切に管理する者をいう。
- (6) 「統括保護管理者」・・・当該事業所における保有個人情報の管理に関する事務を総括する者をいう。

(センターの責務)

第4条 センターは、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(基本理念)

第5条 個人情報の取扱いは、次の事項を前提として行わなければならない。

- (1) 故意又は過失を問わず、当該事業所外への漏洩がないように十分に留意がなされていること。
- (2) 可能な範囲において、正確、かつ、最新の状態に保たれていること。
- (3) 取扱い及び利用に当たり、法令に従うとともに、職員等のプライバシーを侵害しないこと。
- (4) すべての職員等は業務上知り得た情報に関する秘密保持義務を有していること。

(取扱い計画)

第6条 当該事業所は、取扱担当者が遵守すべき個人情報に係る安全管理措置に関し、個人情報取扱い計画（以下、「取扱い計画」）を定めるものとする。

- (1) 取扱い計画は、個人情報の取得・入力、移送・送信、利用、保管、消去・廃棄のすべての局面に関し、次の各号に掲げる必要かつ適切な措置を定めるものである。
 - (ア) 組織的安全管理措置
 - (イ) 人的安全管理措置
 - (ウ) 物理的安全管理措置
 - (エ) 技術的安全管理措置
- (2) 個人情報のセキュリティを維持するため、取扱担当者以外の者に対しては、取扱い計画の一部を開示しないことがある。
- (3) 取扱担当者は、取扱い計画を遵守する旨の誓約書を法人へ提出した後でなければ、その業務を行うことができない。

第2章 個人情報の収集

(収集の原則)

第7条 個人情報の収集は、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(収集方法の制限)

第8条 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

(特定の個人情報の収集の禁止)

第9条 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用並びに提供を行ってはならない。
ただし、(1)号(2)号については、予防センター業務と関連する場合に限定し、利用、収集できる

- (1) 門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、犯罪歴、その他の社会的差別の要因となる事項
- (2) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団的示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治権利の行使に関する事項

(収集目的)

第10条 個人情報を収集する目的は、センター・予防センター業務を適正かつ公正に行うためである。

(収集方法)

第11条 個人情報を収集する方法は、以下のとおりである。

- (1) 本人の申告および提供
- (2) 直接の面接または面談
- (3) 利用者家族、知人、関係者等からの提供

上記3号については、利用目的を明示した上で、本人の同意をもって収集するものとする。ただし、意識不明・認知症状等により本人と意思疎通が図れない場合においては、家族の同意をもって行う。

第3章 個人情報の利用

(利用目的の特定)

第12条 当該事業所は、個人情報については、次の各号に掲げる目的のみに利用する。

- (1) 通常のセンター業務、予防センター業務
- (2) 当事者・家族が同意した支援業務
- (3) 当事者の契約の準備または履行のために必要な場合
- (4) 各センターが従うべき法的義務の履行のために必要な場合
- (5) 当事者の生命、健康、財産、権利等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (6) 裁判所および公的令状に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

(利用範囲の制限)

第13条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で具体的な業務に応じた権限を与えられた者が、業務上必要な範囲において行う。

- 2 個人情報保護管理者の承諾を得ないで個人情報の目的外の使用、第三者への提供及び預託、持ち出し、外部への情報提供および漏洩行為を行ってはならない。
- 3 職員等は業務上知り得た個人情報をみだりに利用、並びに第三者に提供してはならない。当該業務に係る職を退いた後も同様とする。

(目的範囲外の利用)

第14条 収集・利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、当事者の同意を必要とする。

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の正確性の確保)

第15条 当該事業所は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態に管理しなければならない。

- 2 センターは、当事者から個人情報の開示、訂正並びに追加、削除等の希望を受けた場合は、速やかに対処しなければならない。
- 3 センターは、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 4 センターは、個人情報の取扱いの全部又は一部をセンター以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人情報の安全性の確保)

第16条 センターは、個人情報の不正なアクセスまたは、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の危険性に対して、個人データを取り扱う従業者に対する必要かつ適切な監督・教育を行うものとする。

(個人情報の第三者への提供)

第17条 個人情報の第三者への提供は、本人の同意がない場合は禁止とする。

- 2 例外として、以下の場合においては第三者に提供する場合がある。
 - (1) 裁判所および警察等の公的機関より、公的書類をもって請求された場合（照会書、令状、届出、通知等）
 - (2) 人の生命、身体または財産並びに人権の保護に必要な場合

- 3 第三者への提供は、原則として個人情報保護管理責任者の承諾を得て、必要な措置を講じた後でなければならない。
- 4 前号の通知及び報告を受けた個人情報保護管理責任者は、速やかにその是非を検討しなければならない。

(個人情報の共同利用)

第18条 個人情報を第三者と共同で利用する場合は、本人の同意を得た後に取扱担当者は個人情報保護管理責任者に報告・通知しなければならない。

第5章 情報主体からの個人情報の諸請求に対する対応

(自己情報に関する権利)

第19条 センターは、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その説明・開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) センターの事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 家族あるいは第三者への情報提供は、予め本人に対象者を確認の上、同意を得るものとする。ただし、意識不明や認知症状等により本人が合理的な判断ができない場合はその限りではない。この場合、本人の意識が回復した際は、速やかに提供及び取得した個人情報の内容と開示相手について説明を行う。
- 3 本人より自己情報についての利用または第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じなければならない。ただし、裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等、または当該事業所が法令に定められている義務を履行するために必要な場合については、この限りではない。

(保有個人情報の訂正、追加、削除、利用停止、等)

第20条 センターは、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした

者に対し通知するものとする。

第6章 個人情報保護管理者の職務

(個人情報の特定とリスク調査)

第21条 個人情報保護管理者は、当該事業所が保有する全ての個人情報を特定し、危険性を調査・分析するための手順・方法を確立し、維持・運用しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、センター長とする。予防センターにおいては、統括保護管理者が指名した者とする
- 3 個人情報保護管理者は本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、従業者に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

(法令及びその他の規範)

第22条 個人情報保護管理者は、個人情報に関する法令およびその他の法規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持・運用しなければならない。

(本規定の見直し)

第23条 個人情報保護管理者は、適切な個人情報の保護を行うために、必要に応じて本規定を見直し、理事長の承認を得なければならない。

(文書の管理)

第24条 個人情報保護管理者は、この規定に基づき作成される文書（電子記録も含む）を適切に管理しなければならない。

第7章 廃棄

(個人情報の廃棄)

第25条 個人情報を廃棄する場合は、匿名化もしくは適切な廃棄物処理業者に破棄・破碎を委託する。

- 2 個人情報を記録したコンピューター等を破棄する際は、保存されている個人情報を消去し、記憶媒体は物理的に破壊しなければならない。
- 3 個人情報を記録したコンピューターを転用するときは、特別のソフトウェア等を使用し、個人情報を消去しなければならない。

- 4 実習生等の管理に使用した個人情報についても、同様の処理を行う。
- 5 個人情報の破棄作業の指揮は、個人情報保護管理者が行う。

第8章 危機管理体制その他

(情報漏洩等事案に対応する体制の整備)

第26条 当該事業所又は職員等は、情報漏洩等の事案の発生又は兆候を把握した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

- 2 情報漏洩等の事案が発生した場合は、直ちに次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、安全管理体制全般、本規定並びに取扱い計画等の見直しを検討しなければならない。
 - (1) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (2) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
 - (3) 再発防止策の検討及び決定
 - (4) 事実関係及び再発防止策等の公表

第9章 罰則

(罰則)

第27条 法人は本規定に違反した職員等に対して、就業規則に基づき懲戒を行うことができる。

- 2 懲戒の手続きは就業規則に定めるところとする。

第10章 規定の改廃

(既定の改廃)

第28条 当該事業所は、すべての保有する個人情報の適切な保護を維持するため、適宜本規定を見直し、必要と認められる場合は法人の決議を経て改廃を行わなければならない。

附則

本規定は平成26年4月1日に地域包括支援センターと介護予防センターが社会医療法人社団三草会より、社会福祉法人三草会へ移管されるにあたり、それまで社会医療法人社団三草会 クラーク病院個人情報保護規定に包含されていたものを分割作成したものである。

(施行期日)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日 施行